

平成 16 年（ワ）第 16702 号・平成 17 年（ワ）第 10492 号

原告 ○○○○ 外 123 名


被告 西東京市

陳 述 書

2006 年（平成 18 年）11 月 20 日

東京地方裁判所民事第 7 部合 B 通係 御中

東京都

樋 口 大 二 

1 はじめに

私は 1995 年から田無市に住み始め、現在まで同所に居住しています。3 人の子どもはいずれも市内の公立小学校に在籍もしくは卒業していますが、3 人とも原告に加わっています。職業は編集者で、都内の新聞社に勤務しています。パソコン雑誌の編集者としても 2 年間勤務した経験があります。

2 住基ネット稼働前後に西東京市がどんなことを言っていたか

【一般に知られていなかった住基ネット】

1999 年、改正住民基本台帳法が成立した際には、まだ住基ネットシステムの全容をつかむことができませんでした。同時期に成立した盗聴法や国旗国歌法、周辺事態法などとセットで考えると、住民管理を強化して市民的な権利を侵害するおそれがあるのではないかという不安感を抱いたのですが、この時点では漠然とした不安の域を出るものではなかったのです。

その後、2001 年ころ、パソコン雑誌の編集者として取材中にシステムの詳細を知り、私は住基ネットは情報漏洩の危険性があること、また漏洩がなくとも国家レベルで個人情報を集約して一元管理する自体にプライバシー侵害のおそれがあると感じました。当時、社会的には住基ネットはまったく認知されておらず、報道例も一部にとどまっていたと思います。行政からの告知はほとんど一般の目に触れることはなく、編集部内にもシステムについて詳細を知る人間はまったくいないという状況でした。

居住する西東京市でも、稼働年である 2002 年夏まで目立った告知活動はほとんどありませんでした。少なくとも目にすることはなかったと記憶しています。ただし稼働直前の 2002 年 6 月の市議会で、施行延期を求める意見書が採択されたことを知り、心強く感じました。少なくとも住基ネットの問題性を市が認識する契機にはなったはずです。

【費用対効果の算出根拠は最初からなかった？】

2002 年 8 月 6 日を過ぎてコード番号付番の通知を受け取りました。私と妻は婚姻届を出していない、いわゆる「事実婚」なので、同一住所に 2 世帯が同居しているという形式になっているため、ハガキが 2 通来ました。個人情報であるからといって、わざわざシール式のハガキで送付するなどの手間をかけているにもかかわらず、同一世帯内では秘密を保護する配慮がされていないことを疑問に感じました。DV 被害など、むしろ夫婦間でのプライバシー保護が重要であるという認識が市には欠けていたのではないのでしょうか。シール式のハガキは開封せずに、後日返納するために保存しました。

稼働直後の 8 月 24 日に、市に対して 10 項目の質問書を提出して回答を得ました（甲 54・2）。回答があったこと自体は幸いでしたが、その内容には大いに失望しました。回答は、法令に基づいて個人情報を市以外のものに提供する場合は、「個人情報の市用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な条件を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない」とする市の個人情報保護条例の条項について、どのような条件も付けないと明言し、公然と条例の定めを無視しました。また住基ネットにかんする市民の意識調査、あるいは意向調査の予定はないと言い切ったのです。さらに、住民票発行手数料の増減を尋ねた質問に対して、「第 2 次稼働に伴い、住民票提出省略に伴う交付部数の減並びに広域交付を利用した場合の住民票の交付手数料への影響度に関しては、その利用度が推定しにくいいため、現時点では、手数料の増減についての見込みは出せません。」と答えています。維持費や当初予算については数字をあげて答えているのに対して、住基ネットによる「サービス」の利用度の推定がしにくいことを認めているのです。私は、市は見込み数字すら持っておらず、費用対効果について算定する根拠を最初から欠いていたのではないかと考えています。

【コード通知書を市役所に返納】

2002 年 9 月 4 日、私は市民 17 名らとともに市役所を訪問し、助役と面会。家族の分を含め、コード通知書をあわせて 60 通返納しました。

また、市に対して個人情報の「外部提供中止請求」を行いました。これは却下されましたが、市の定めた手続きに従って、異議申し立てを行いました。現在、市の

個人情報保護審査会にかけられているということですが、もう3年を経過してまだ結論が出ていません。これはいくら何でも遅すぎるのではないかと思います、すくなくとも簡単に結論を出せる問題ではないということを示していると思います。

さらに、片山虎之助総務大臣（当時）が、請求されればアクセスログを開示すべき、と発言したことを受けて、市に対してアクセスログ開示請求を行いました。これも却下されましたがその理由は、特定個人のログのみを選択して調査し開示することは、技術的に対応が不可能、ということでした。

3 市は住基ネットが行政効率向上に役だったという証拠を示せなかった

【稼働以来3年サービスの享受はない】

市は、本人が関知しないままに一方的に番号をつけて通知書を送りつけてきました。私は、行政の都合で自分が番号扱いされることに対して非常に不快感を感じました。市の説明では、このシステムの目的は住民の利便性向上のためであるといいます。しかしその程度のこと理由であれば、参加するか否かは住民本人が決めればよいはずで

私の質問に対する市の回答で「以下のような利便性の向上があります」と説明されていたうち、「恩給、年金などの現況説明のほか、無線局免許、不動産鑑定士の登録、建設業許可、宅地建物取引主任者資格の登録等各種資格の申請」については、私は稼働以来3年を経て、まったくサービスを享受していません。わずかにパスポートの申請時に住民票の写しが不要とされたことがありましたが、その一事のためにこれだけの巨大なシステムが必要であるとは、到底かんがえられません。

【市民全体にとっても利益向上の事実は存在しない】

私はまた、住基カードの発行を受けていないので、「市町村の区域を越えて、住民票の写しの交付が受けられます。転入転出の手続きが簡単になります。写真付きのものは（希望により）、身分証明書として、活用が可能となります。」といった諸条項にもまったく該当しないし、市全体でもカードの発行を受けている市民はごくわずか（稼働1年後の時点での普及率は0.5%）で、市民全体にとっても利益向上があったとは認められません。

つまり、市民の利便性向上が目的であるという市の説明は事実として認めがたいものです。これまで裁判においても、市は、行政の効率向上に寄与したという主張をしながら、実際にどれだけの費用対効果があったのかという数字をまったく示そうとしていません。これでは、ほかに別の理由があるのではないかと疑わざるを得ないのです。

4 なぜ市を被告として裁判に至ったか

【異議申し立ての口頭陳述で清水弁護士の見解にうなづく市職員】

私は、2002年9月17日、他に596人の市民とともにコード付番への「異議申し立て」を行いました。同年12月13日に、口頭意見陳述が開かれたので、それを傍聴しました。申立人総代として3名の市民が意見を述べ、また補佐人として清水勉弁護士が意見を述べました（甲54-3）。清水弁護士はこのとき、住基ネットは自治体にとって何の利益もないし、離脱しても法律違反にはならない、ということをも明かに説明しましたが、そのときそれを聞きながら市職員がみな小さくうなづく音が印象に残っています。

この請求は2003年2月に却下されたので、私は他の市民とともにただちに都への審査請求を行いました。同年7月には都庁で口頭意見陳述を行いました（甲54-4）。この際には、私自身が他の申立人5人とともに意見陳述を行っています。テクニカルライターの西邑亨さん（甲54-5）、日本弁護士連合会コンピュータ委員会委員長の藤原宏高弁護士（甲54-6）も意見陳述しました。市とは違って都の職員たちはまったく無表情で、誰の話に対してもまるで反応が感じられませんでした。基礎自治体として直接住民の個人情報を取り扱う市と違って、実務に何らかかわることのない都職員との意識の落差があるのでは、と感じました。

2004年2月、都への請求も却下されたことで、他の市民とも相談し、次のステップとして市を相手にする行政訴訟を起こすことを決意しました。住基ネット差し止めを求める訴訟は他にも起こされているようですが、被告はいずれも国となっています。本来、住民票の管理は市の仕事であるから、私にとっては市を相手とするのが当然であるように思われました。

【住基ネットは本当に「全国自治体の共同事務」なのか】

異議申し立ての延長線上にある付番取消訴訟を起こすと同時に、もっと多くの市民の多様な思いを市に伝えるために、損害賠償請求という形で市の責任を問うこととしました。すべての市民が原告になりうる裁判なので、趣旨を説明し、3人の子どもにも原告に加わってもらいました。現在中学3年生の息子は「市の説明を読んでも、自分にとって何のメリットがあるのかまったくわからない。そもそも自分たち（住民）には関係がないのではないか。ムダとしか思えない」と言っています。

私は、費用面、セキュリティ面の両面で市にとっても住基ネットシステムに参加するメリットは全くないと感じているので、被告原告に分かれることは本意ではありませんでした。しかし、異議申し立てに対する公式の市の対応が、国の主張をなぞるばかりで、実質的な対話が成立していなかったため、裁判という場でしか、市とのやりとりが実現しないと考えたのです。

しかし訴訟に入ってみると、従来以上のそうした姿勢が強まったのは残念としかいいようがありません。代理人は他の住基ネット訴訟の代理人も兼ねている法務省

の訴務検事で、むしろ国の意見を代弁する立場でしかなく、当事者としての市の見解を聞ける機会はまったくといていいほどありませんでした。国によれば、住基ネットは「全国地方自治体の共同事務である」とのことですが、実際にはそうではないことがこのことからだけでも垣間見えた思いがしています。

訴訟の中で、市があげた住基ネット参加の根拠は、結局「国が法律で決めたから」というにすぎません。しかし現実に参加していない自治体が存在し、そこで住民がなんら支障ない住民サービスを受けている現実があり、説得力に欠けるものです。

5 なぜ住基ネットは不必要なのか

【潜在的危険と不釣り合いな実感の乏しさ】

私は、コード付番の通知の際に非常な不快感を感はしましたが、しかし、この通知を受け取る以外には、目に見えて自分が住基ネットシステムに参入させられたという実感をもつ機会がありません。実際にはすでに個人情報漏洩しているのに確認されていないだけかもしれないのに、すべて電子的な情報の動きであるので、実感のもちようがないのです。私は、住基ネットシステムのもつ潜在的な危険性の大きさに比して、「実感のもてなさ」自体にも問題があるのではないかと考えています。

稼働当時は比較的多くの市民が関心をもち新聞テレビなどの報道も盛んでしたが、その後継続的に調査する報道はほとんど見られません。報道する側としては、「絵にならない」話なので、特にテレビでは扱いにくいのですが、こうした「わかりにくさ」「実感の乏しさ」に対して、行政のPRも非常に消極的であると感じます。むしろ「わかりにくさ」「実感の乏しさ」を利用して、わからないままにしようとしているのではないのでしょうか。

【便利であるということはそれほどまでに優先する価値なのか】

そもそも、何を持って利便性とするかは個人によって異なります。たとえば私はPCは会社と自宅で1台ずつ利用していますが、携帯電話は保有していません。携帯電話が一般的な利便性をもっていることは認めますが、私の生活パターンからはさして必要ではないし、それにかかるコストと勘案して持つ必要はないと判断しています。利便性などという、個人個人の判断にかかわることをなぜ行政が一律に決定できるのか、私には不可解です。

さらに仮に利便性向上が事実であるとしても、なぜそのことが一方的に私にコード番号を付番して番号で管理することの理由になるのでしょうか。便利であるということは、それほどまでにこの社会では優先される価値なのですか。

問題は「誰にとって便利であるか」ということではないのでしょうか。住民にとっての便利、であれば住民個々人がそれぞれ判断するのが当然ですが、国にとっての便利、ということだから国が判断する、ということをお互いに語り合っているよう

に思います。

住基コード番号は単なる番号ではなく、国民全員に付与された通し番号として「名寄せ」のマスターキーとして絶大な利便性を発揮します。もちろん、住民や自治体にとっての利便性ではなく、国にとっての利便性というしかないものです。

【コンピュータ時代の通し番号は「単なる整理番号」を超える】

コード番号は単なる整理番号であるからプライバシーとは関係がない、との見解があります。しかしダブリのない単一の通し番号が、コンピュータによる一元管理にとってどれだけ重大な意味があるかを見落としているのではないのでしょうか。たとえば、私が日常たずさわる編集業務において、コンピュータ化が進む以前の整理方式と、現代の整理方式とは決定的に異なります。現在では印刷所に入稿するすべての写真にダブリのない通し番号を付すことが必要ですが、かつてはその場で「見てわかる」ならどんな番号でも構わなかったのです。統一的なキーナンバーは、膨大な情報の中からある特定の情報を抽出するのに不可欠なもので、逆にそうした用途がないのなら不必要で過剰な整理方法です。

こうした国家レベルでの一元性が、なぜ自治体単位の住民票管理業務に必要なのでしょうか。少なくとも、住民や自治体の利便性とはまったく無関係です。居住地外の自治体でも住民票が取れる、といっても現在でもカード発行者以外は受けられないサービスなのですから、希望して住基ネットに参加した者のみ対象のサービスとしてもななら問題は無いはずですが、市が住基ネットに接続しない独自の住民票管理システムを構築した方が、ずっと安価で効率的なものになるでしょう。

また、コード番号を含む「6情報」は秘匿性が高いとはいえないから、プライバシーとして守るに値しない、という見解があります。しかし、西東京市においてもペーパーの住民基本台帳ですら閲覧制限がかけられるようになりました。これは台帳で公開されている4情報にも秘匿性がある、という市の判断を示しているのではないのでしょうか。

【プライバシーより利便性をとる、となぜ市が決めるのか】

最終的に「国が法律で決めたから」を除けば、「利便性向上」以外に、市は住基ネット参加の根拠を明らかにしていません。利便性とプライバシー保護の重要性は、各個人々の判断以外には優先順位をつける根拠はありません。市が無断で一方向的に「利便性」がより重要であると判断した結果、市民の個人情報日常的に漏洩や悪用の危険性にさらされることになったのですから、市はただちに接続から離脱するか、市民を危険にさらして精神的苦痛を与えたことに対して、責任を果たすべきである、と私は考えます。